令和6年12月版

中小企業信用保険法第２条第５項第７号の規定による認定申請書

令和　　年　　月　　日

（あて先）横　須　賀　市　長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　私は　　　　　　　　　　　　（注１）（以下「指定金融機関」という）が経営の相当程度の合理化を伴う金融取引の調整を行っていることにより、下記のとおり、借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第２条第５項第７号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

１　金融機関からの総借入金残高のうち、指定金融機関からの借入金残高の占める割合(Ａ／Ｂ×100)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 　　　　　　 　　　％

【Ａ】　　　年　　月　　日の指定金融機関からの借入金残高 　 　　　　　　　　　　　円

【Ｂ】　　　年　　月　　日の金融機関からの総借入金残高 　　　　　　　　　　　　 円

２　指定金融機関からの借入金残高の減少率（(Ｄ－Ｃ)／Ｄ×１００）　 　　　　　　　　　　　　％

　【Ｃ】　　　年　　月　　日の指定金融機関からの借入金残高 　　　　　　　　　　　　　円

　【Ｄ】　　　年　　月　　日の指定金融機関からの借入金残高 　　　　　　　　　　　　　円

（Ｃの前年同期を記入のこと）

３　　金融機関からの総借入金残高の減少率（(Ｆ－Ｅ)／Ｆ×１００） 　　　　　　　　　　　　　％

　【Ｅ】　　　年　　月　　日の金融機関からの総借入金残高 　　　　　　　　　　　　　円

　【Ｆ】　　　年　　月　　日の金融機関からの総借入金残高 　　　　　　　　　　　　　円

（Ｅの前年同期を記入のこと）

（注１）には、経済産業大臣が指定する金融取引の調整を行っている金融機関の名称を記入すること。

（注２）申請者の全ての金融機関からの総借入金残高及び金融機関からの借入金残高が確認可能な残高証明書、財務諸表、借入証書等を添付すること。

横経経第　　　　　号

令和　　年　　月　　日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

（注）信用保証協会への申込期間

令和　 年　 月　 日から令和　 年　 月　 日まで

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　横須賀市長　　上　　地　　克　　明

（留意事項）

1. 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
2. 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から３０日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。